# 鳥取県公報

平成18年3月31日(金) 号外第75号

每週火:金曜日発行

次 目

人委規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (21) (給与課) ......1 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (22) (") ......9 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(24)(") ......................16 

# 人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

#### 鳥取県人事委員会規則第21号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄 中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条 とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (条の表示を除く。以下「改正部分」という。) を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)に改める。

改正後

改正前

# (支給単位期間)

第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する │第5条の3 給与条例第10条第2項第1号に規定する 人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる 普通交通機関等 (特別急行列車及び高速自動車国道 等(給与条例第10条第4項第2号に規定する高速自 動車国道等をいう。以下同じ。) 以外の交通機関等 をいう。以下同じ。))、特別急行列車又は高速自動 車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とす

(支給単位期間)

人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる 普通交通機関等 (特別急行列車及び高速自動車国道 等(給与条例第10条第3項第2号に規定する高速自 動車国道等をいう。以下同じ。) 以外の交通機関等 をいう。以下同じ。))、特別急行列車又は高速自動 車国道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とす

る。

(1)及び(2) 略

2 略

(駐車場の利用の基準)

- 第9条の2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、交通機関等を利用し、若しくは自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員又は次の各号のいずれにも該当する職員とする。
  - (1) 自動車等を使用しないで徒歩により通勤する ものとした場合に給与条例第10条第3項に規定す る駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に係 る自動車等の使用区間の通勤距離(2以上の駐車 場を利用する場合は、それぞれの自動車等の使用 区間の通勤距離)が片道2キロメートル以上であ る職員
  - (2) 交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合に駐車場の利用に係る交通機関等の利用区間の通勤距離が片道2キロメートル以上である職員
- 2 給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める 駐車場は、次の各号のいずれにも該当する駐車場と する。
  - (1) <u>通勤のため利用することを常例としている駐</u> 車場
  - (2) 交通機関等から自動車等へ又は自動車等から 交通機関等へ乗り継ぐための駐車場であって、そ の乗継地周辺にあるもの(自動車の保管場所の確 保等に関する法律(昭和37年法律第145号)に規 定する保管場所を除く。)
  - (3) 1月ごとの駐車場の利用に係る料金(以下この号及び次条において「駐車料金」という。)が設定されている駐車場(次条第2項第1号において「月ぎめ駐車場」という。)又は複数月ごと若しくは1年ごとの駐車料金が設定されている駐車場
- 3 第1項各号列記以外の部分に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。
  - (1) 住居又は勤務公署のいずれかが離島等にある

る。

(1)及び(2) 略

2 略

#### 職員

(2) 地方公務員災害補償法別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

(駐車場に係る通勤手当の算出の基準)

- 第9条の3 給与条例第10条第3項に規定する通勤手 当の額は、料金、時間、距離、位置等の事情に照ら し最も経済的かつ合理的と認められる通常の方法に より算出するものとする。
- 2 給与条例第10条第3項に規定する1月当たりの駐車料金の額に相当する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
  - (1) 月ぎめ駐車場 1月の駐車料金
  - (2) 複数月ごと又は1年ごとの駐車料金が設定されている駐車場 複数月又は1年の駐車料金を当該駐車料金の対象となる月数で除して得られる額

(給与条例<u>第10条第4項</u>の人事委員会規則で定める職員)

- 第9条の4 給与条例第10条第4項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル(特別急行列車を利用する場合にあっては、40キロメートル)以上若しくは通勤時間が90分(特別急行列車を利用する場合にあっては、60分)以上である職員又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員(これらの職員のうち、通勤のため特別急行列車を利用せず、かつ、高速自動車国道等を利用する職員にあっては、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったとにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員に限る。)とする。
- 2 給与条例<u>第10条第4項第2号</u>の人事委員会規則で 定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場 合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転 前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することと なること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、高 速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした 場合における通勤距離が60キロメートル以上若しく

(給与条例<u>第10条第3項</u>の人事委員会規則で定める職員)

- 第9条の2 給与条例第10条第3項各号列記以外の部分の人事委員会規則で定める職員は、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル(特別急行列車を利用する場合にあっては、40キロメートル)以上若しくは通勤時間が90分(特別急行列車を利用する場合にあっては、60分)以上である職員又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める職員(これらの職員のうち、通勤のため特別急行列車を利用せず、かつ、高速自動車国道等を利用する職員にあっては、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員に限る。)とする。
- 2 給与条例<u>第10条第3項第2号</u>の人事委員会規則で 定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場 合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転 前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することと なること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、高 速自動車国道等を利用しないで通勤するものとした 場合における通勤距離が60キロメートル以上若しく

は通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に 照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるも のとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第9条の5 給与条例第10条第4項第2号の人事委員 会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在 勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、 高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更 が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会 がこれに準ずると認める住居とする。

(特別急行列車又は高速自動車国道等の利用の基準)

- 第9条の6 給与条例第10条第4項各号列記以外の部 分の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車 又は高速自動車国道等の利用により通勤時間が30分 (特別急行列車を利用する場合にあっては、20分) 以上短縮されること又はその利用により得られる通 勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が 認めるものであることとする。
- 定める基準は、特別急行列車の利用により通勤時間 が20分以上短縮されること又はその利用により得ら れる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委 員会が認めるものであることとする。
- 3 給与条例第10条第4項第2号及び第5項の人事委 │ 3 給与条例第10条第3項第2号及び同条第4項の人 員会規則で定める基準は、高速自動車国道等の利用 により通勤時間が30分以上短縮されること又はその 利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当す るものと人事委員会が認めるものであることとする。

(特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当 の額の算出の基準)

第9条の7 略

- 2 略
- 3 第8条 (第1項第3号を除く。) の規定は、給与 条例第10条第4項第1号に規定する特別料金等の額 の2分の1に相当する額及び同項第2号に規定する 高速自動車国道等特別料金等の額の2分の1に相当 する額の算出について準用する。この場合において、 第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは 「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項

は通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に 照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるも のとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第9条の3 給与条例第10条第3項第2号の人事委員 会規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在 勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、 高速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更 が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会 がこれに準ずると認める住居とする。

(特別急行列車又は高速自動車国道等の利用の基準)

- 第9条の4 給与条例第10条第3項各号列記以外の部 分の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車 又は高速自動車国道等の利用により通勤時間が30分 (特別急行列車を利用する場合にあっては、20分) 以上短縮されること又はその利用により得られる通 勤事情の改善がこれに相当するものと人事委員会が 認めるものであることとする。
- 2 給与条例第10条第4項第1号の人事委員会規則で 2 給与条例第10条第3項第1号の人事委員会規則で 定める基準は、特別急行列車の利用により通勤時間 が20分以上短縮されること又はその利用により得ら れる通勤事情の改善がこれに相当するものと人事委 員会が認めるものであることとする。
  - 事委員会規則で定める基準は、高速自動車国道等の 利用により通勤時間が30分以上短縮されること又は その利用により得られる通勤事情の改善がこれに相 当するものと人事委員会が認めるものであることと する。

(特別急行列車又は高速自動車国道等に係る通勤手当 の額の算出の基準)

第9条の5 略

- 2 略
- 3 第8条 (第1項第3号を除く。) の規定は、給与 条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等の額 の2分の1に相当する額及び同項第2号に規定する 高速自動車国道等特別料金等の額の2分の1に相当 する額の算出について準用する。この場合において、 第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは 「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項

第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行 列車又は高速自動車国道等」と、「価額」とあるの は「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号 中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又 は高速自動車国道等」と、「運賃等の」とあるのは 「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条 第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行 列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとす る。

(給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める法 人)

- 第9条の8 給与条例第10条第5項の人事委員会規則 で定める法人は、次に掲げる法人とする。
  - (1) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令 第215号) 第9条の2各号に掲げる法人
  - (2) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号 に掲げる法人 (公庫の予算及び決算に関する法律 (昭和26年法律第99号) 第1条に規定する公庫 (以下「公庫」という。)、前号に掲げる法人及び 日本郵政公社を除く。)
  - (3) 地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第55条に規定する一般地方独立行政法人
  - (4) 職員の退職手当に関する条例 (昭和37年鳥取 県条例第51号) 第9条第5項第2号に規定する地 方公社
  - (5) 前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこ れらに準ずる法人であると認めるもの

(給与条例の適用の直前の住居に相当する住居)

で定める住居は、給与条例の適用を受ける職員となっ た日以後に転居する場合において、高速自動車国道 等を通勤のため利用する経路に変更が生じないとき の当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずる と認める住居とする。

# (権衡職員等の適用)

第9条の10 給与条例第10条第5項の任用の事情等を │ 第9条の7 給与条例第10条第4項の任用の事情等を 考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流 等により給与条例の適用を受ける職員となった者の うち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異 にする公署に在勤することとなったことに伴い、通

第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行 列車又は高速自動車国道等」と、「価額」とあるの は「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号 中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又 は高速自動車国道等」と、「運賃等の」とあるのは 「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条 第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行 列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとす る。

(給与条例の適用の直前の住居に相当する住居)

第9条の9 給与条例第10条第5項の人事委員会規則 │第9条の6 給与条例第10条第4項の人事委員会規則 で定める住居は、給与条例の適用を受ける職員となっ た日以後に転居する場合において、高速自動車国道 等を通勤のため利用する経路に変更が生じないとき の当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずる と認める住居とする。

# (権衡職員等の適用)

考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流 等により給与条例の適用を受ける職員となった者の うち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異 にする公署に在勤することとなったことに伴い、通

常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前 の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとな ること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自 動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合 における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通 勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照ら して通勤が困難であると人事委員会が認めるものと する。

- 第9条の11 給与条例第10条第5項の同条第4項の規 定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要 があると認められるものとして人事委員会規則で定 める職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 公益法人等派遣から職務に復帰した職員のう ち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げ る職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居 (当該復帰の日以後に転居する場合において、高 速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更 が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員 会がこれに準ずると認める住居を含む。) からの 通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9 条の6第3項に規定する基準に照らして通勤事情 の改善に相当程度資するものであると認められる ものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等 特別料金等を負担することを常例とするもの (当 該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする 公署に在勤することとなったことに伴い、通常の 通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の 通勤時間より長時間の通勤時間を要することとな ること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速 自動車国道等を利用しないで通勤するものとした 場合における通勤距離が60キロメートル以上若し くは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情 等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認 めるものに限る。)
  - (2) 配偶者(配偶者のない職員にあっては、満 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手 当が支給されないこととなった職員で、当該住居 からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用 が第9条の6第3項に規定する基準に照らして通 **勤事情の改善に相当程度資するものであると認め** られるものを利用し、その利用に係る高速自動車

常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前 の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとな ること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速自 動車国道等を利用しないで通勤するものとした場合 における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通 勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照ら して通勤が困難であると人事委員会が認めるものと する。

- 第9条の8 給与条例第10条第4項の同条第3項の規 定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要 があると認められるものとして人事委員会規則で定 める職員は、次に掲げる職員とする。
  - (1) 公益法人等派遣から職務に復帰した職員のう ち給与条例第10条第1項第1号又は第3号に掲げ る職員に該当するもので、当該復帰の直前の住居 (当該復帰の日以後に転居する場合において、高 速自動車国道等を通勤のため利用する経路に変更 が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員 会がこれに準ずると認める住居を含む。) からの 通勤のため、高速自動車国道等でその利用が第9 条の4第3項に規定する基準に照らして通勤事情 の改善に相当程度資するものであると認められる ものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等 特別料金等を負担することを常例とするもの (当 該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする 公署に在勤することとなったことに伴い、通常の 通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の 通勤時間より長時間の通勤時間を要することとな ること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、高速 自動車国道等を利用しないで通勤するものとした 場合における通勤距離が60キロメートル以上若し くは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情 等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認 めるものに限る。)
  - (2) 配偶者(配偶者のない職員にあっては、満 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手 当が支給されないこととなった職員で、当該住居 からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用 が第9条の4第3項に規定する基準に照らして通 **勤事情の改善に相当程度資するものであると認め** られるものを利用し、その利用に係る高速自動車

国道等特別料金等を負担することを常例とするも

(3) その他給与条例第10条第4項の規定による通 勤手当を支給される職員との権衡上必要があると 認められるものとして人事委員会の定める職員

#### (支給日等)

# 第9条の12 略

- 2 略
- 3 職員が通勤手当の支給を受ける予算上の科目 (こ 3 職員が任命権者を異にして異動した場合であって、 の項及び第10条の2第5項において「費目」という。) を異にして異動した場合であって、その異動した日 が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおけ る当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の 初日に職員が従前通勤手当の支給を受けていた費目 から支給する。この場合において、職員の異動が当 該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給す るものとする。
- 4 給与条例第10条第6項の人事委員会規則で定める 通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項 の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の 区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

# (1)及び(2) 略

(3) 職員が2以上の高速自動車国道等を利用する ものとして高速自動車国道等に係る通勤手当を支 給される場合において、給与条例第10条第4項第 2号に規定する1月当たりの特別料金等2分の1 相当額 (第10条の2第4項第1号において「1月 当たりの特別料金等2分の1相当額」という。) の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤 手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間 のうち最も長い支給単位期間

# (返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第7項の人事委員会規則 第10条の2 給与条例第10条第6項の人事委員会規則 で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に 係るものを除く。) を支給される職員について生じ た次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

# (1)~(4) 略

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第 | 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第 10条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。

国道等特別料金等を負担することを常例とするも

(3) その他給与条例第10条第3項の規定による通 勤手当を支給される職員との権衡上必要があると 認められるものとして人事委員会の定める職員

# (支給日等)

# 第9条の9 略

- 2 略
- その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月で あるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手 当は、その月の初日における任命権者において支給 する。この場合において、職員の異動が当該通勤手 当の支給日前であるときは、その際支給するものと する。
- 4 給与条例第10条第5項の人事委員会規則で定める 通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項 の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の 区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

# (1)及び(2) 略

(3) 職員が2以上の高速自動車国道等を利用する ものとして高速自動車国道等に係る通勤手当を支 給される場合において、給与条例第10条第3項第 2号に規定する1月当たりの特別料金等2分の1 相当額 (第10条の2第4項第1号において「1月 当たりの特別料金等2分の1相当額」という。) の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤 手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間 のうち最も長い支給単位期間

# (返納の事由及び額等)

で定める事由は、通勤手当(1月の支給単位期間に 係るものを除く。) を支給される職員について生じ た次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

# (1)~(4) 略

10条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。

#### (1) 略

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円 を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ次に定める額

#### ア略

- イ 第9条の12第4項第1号又は第2号に掲げる 通勤手当を支給されている場合 5万5,000円 に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第 2号に定める期間に係る最後の月までの月数を 乗じて得た額又はその者の利用するすべての普 通交通機関等についての払戻金相当額及び人事 委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である 場合にあっては、零)
- 3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第 10条第7項の人事委員会規則で定める額は、第1項 第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事 由に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第 4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の 利用するすべての特別急行列車につき、使用される べき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事 由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分 の1に相当する額とする。
- 4 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与条例 第10条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める 額とする。

# (1) 略

(2) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が 2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ次に定める額

# ア略

- イ 第9条の12第4項第3号に掲げる通勤手当を 支給されている場合 2万円に事由発生月の翌 月から同号に定める期間に係る最後の月までの 月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべ ての高速自動車国道等についての払戻金2分の 1相当額及び人事委員会の定める額の合計額の いずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る 最後の月である場合にあっては、零)
- 5 給与条例第10条第7項の規定により職員に前3項 5 給与条例第10条第6項の規定により職員に前3項 に定める額を返納させる場合において、当該返納時 と事由発生月の翌月以降の費目が同一であるときは、

# (1) 略

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円 を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ次に定める額

#### ア略

- イ 第9条の9第4項第1号又は第2号に掲げる 通勤手当を支給されている場合 5万5,000円 に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第 2号に定める期間に係る最後の月までの月数を 乗じて得た額又はその者の利用するすべての普 通交通機関等についての払戻金相当額及び人事 委員会の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である 場合にあっては、零)
- 3 特別急行列車に係る通勤手当に係る給与条例第 10条第6項の人事委員会規則で定める額は、第1項 第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事 由に係る特別急行列車、同項第1号、第3号又は第 4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の 利用するすべての特別急行列車につき、使用される べき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事 由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分 の1に相当する額とする。
- 4 高速自動車国道等に係る通勤手当に係る給与条例 第10条第6項の人事委員会規則で定める額は、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める 額とする。

# (1) 略

(2) 1月当たりの特別料金等2分の1相当額等が 2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ次に定める額

# ア略

- イ 第9条の9第4項第3号に掲げる通勤手当を 支給されている場合 2万円に事由発生月の翌 月から同号に定める期間に係る最後の月までの 月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべ ての高速自動車国道等についての払戻金2分の 1相当額及び人事委員会の定める額の合計額の いずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る 最後の月である場合にあっては、零)
- に定める額を返納させる場合において、当該返納時 と事由発生月の翌月以降の任命権者が同一であると

事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引く きは、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差 ことができる。

し引くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から15日を経過するまでの間において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成18年鳥取県条例第43号) 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第 3号) 第10条第3項の職員たる要件を具備する職員に対する改正後の通勤手当の支給に関する規則第10条の規 定の適用については、同条第1項中「これに係る事実の生じた日から15日」とあるのは、「通勤手当の支給に 関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第21号)の施行の日から30日」とする。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

# 鳥取県人事委員会規則第22号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加え る。

	改正後							改	正前	<b>.</b>		
則表 (第2条、第3条関係)						表(	(第2条、	第3条関係	系)			
組	織	1	職	区分			組	織		職		区分
		略							略			
		防	災監						防	災	監	
		次長 (衛生	環境研究所、						次長	(衛生環境	研究所、	
		消費生活も	<u>zンター</u> 、産						産業担	支術センタ	7-及び	
		業技術セン	/ター及び農						農業	大学校の次	て長を除	
		業大学校の	次長を除く。)						(.)			
		副出	納長						副	出 約	· 長	
		局	長						局		長	
		県民室の室	至長 (人事委						県民	室の室長	(人事委	

	-	立唯口	ন্য	48	不	<u>''</u>	ŦX		(与沙)第734		
	I			I		ĺ			 	1	1
		員会が承認したも	のに						員会が承認したものに		
		限る。)							限る。)		
		自治研修所の所長	(人						自治研修所の所長 (人		
		事委員会が承認し	たも						事委員会が承認したも		
		のに限る。)							のに限る。)		
		衛生環境研究所の	所長						衛生環境研究所の所長		
		(人事委員会が承	認し						(人事委員会が承認し		
		たものに限る。)		2種					たものに限る。)	2種	
		消費生活センター	の所								
		長 (人事委員会が	承認								
		したものに限る。)									
		市場開拓監(人事	_								
		会が承認したもの									
		る。)									
		産業技術センター	のセ						産業技術センターのセ		
		ンター長 (人事委							ンター長(人事委員会		
		が承認したものに限							が承認したものに限る。)		
		農業大学校の校長	- /						農業大学校の校長(人		
		事委員会が承認し	•						事委員会が承認したも		
			120								
		のに限る。)	7È A						のに限る。)		
		農林総合技術研究									
		院長 (人事委員会)									
		認したものに限る。	。)								
									参 事 監		
	本 庁	行 政 監 察	監				本	庁	行 政 監 察 監		
		建設事業評価室の	室長						工事検査室の室長 (人		
		(人事委員会が承	認し						事委員会が承認したも		
		たものに限る。)							のに限る。)		
		参	監								
		課長(衛生環境研究	骄、						課長(衛生環境研究所、		
		産業技術センター	及び						産業技術センター及び		
		農業大学校の課長	を除						農業大学校の課長を除		
		<.)							<.)		
		消防防災航空室の	室長						消防防災航空室の室長		
		公益法人・団体指導室の	室長								
		政策法務室の3	星長								
		県 民 室 の 室	長						県民室の室長		
		自治研修所の所長	及び						自治研修所の所長及び		
		次長							次長		
		福利厚生室の3	室長						福利厚生室の室長		
		指導管理室の3	室長						協働推進室の室長		
		集中化推進室の	室長								
		物品調達室の3	室長								
'' '	ı			1					ı	1	1

	文化観光局の副局長			文化観光局の副局長		
	とっとりイメージ創出室の室長			国内交流推進室の室長		
	衛生環境研究所の所長 3 種	i		衛生環境研究所の所長	3種	
	及び次長			及び次長		
	消費生活センターの所長					
	市場開拓監					
	産業技術センターのセ			産業技術センターのセ		
	ンター長、次長、室長			ンター長、次長、室長		
	及び所長			及び所長		
	農業大学校の校長、次			農業大学校の校長、次		
	長及び部長			長及び部長		
	農林総合技術研究院の院長					
	和牛全共室の室長					
	市瀬地区生活安定推進室の室長			市瀬地区生活安定推進室の室長		
	会計管理室の室長			会計管理室の室長		
				審査指導室の室長		
	出納室の室長			出納室の室長		
				集中化推進室の室長		
	建設事業評価室の室長			工事検査室の室長		
	総括検査専門員					
	室長 (管理職手当に係			室長 (管理職手当に係		
	る区分が2種及び3種			る区分が2種及び3種		
	の職を占める職員並び			の職を占める職員並び		
	に情報システム管理室、 4種			に情報システム管理室、	4種	
	県史編さん室及び衛生			<u>法制室</u> 及び衛生環境研		
	環境研究所の室長を除			究所の室長を除く。)		
	<.)					
	民 芸 振 興 官 5種					
	略			略		
略			略			
	略			略		
	所長 (農業改良普及所			所長 (農業改良普及所		
	の所長を除く。)			の所長を除く。)		
	局長 (東部総合事務所			局長 (中部総合事務所		
	福祉保健局、中部総合			福祉保健局及び西部総		
	事務所福祉保健局及び			合事務所福祉保健局の		
	西部総合事務所福祉保 2 種			局長並びに人事委員会	2種	
	健局の局長並びに人事			が承認したものに限る。)		
	委員会が承認したもの					
	に限る。)					
知事	副局長 (人事委員会が	知事		副局長 (人事委員会が		
の事	承認したものに限る。)	の事		承認したものに限る。)		
務部	局長(東部総合事務所 3種	務部		局長 (中部総合事務所	3種	

		<del>, — э / јот </del>	₩₩	Any	-1/	ж <u>Д</u>	TIX		(371)3510	
局		総合事務所	福祉保健局、	中部総合		局		総合事務所	   福祉保健局及び西部総	
			事務所福祉係	- 呆健局及び					   合事務所福祉保健局の	
			西部総合事務						局長を除く。)	
			健局の局長を						7-30(213) (0)	
				- 長					副局長	
			課長(保健復						課長 (保健衛生課の課	
									,	
			長にあっては						長にあっては、人事委	
			員会が承認し	したものに					員会が承認したものに	
			限る。)						限る。)	
			農業改良普及						農業改良普及所の所長	
			鳥取環状道路建設	段推進室の室長						
			大規模基盤整	備室の室長					大規模基盤整備室の室長	
			大山中海観決	光室の室長					大山中海観光室の室長	
			大山自然歴史	史館の館長					大山自然歴史館の館長	
			大山・弓浜農業用	水対策室の室長					大山・弓浜農業用水対策室の室長	
			米子空港整備推	推進室の室長					米子空港整備推進室の室長	
			鳥取砂丘室の	の室長	4種					
			略						略	
		八文事龄	略					八五事餘	略	
		公文書館	館	長	3種			公文書館	館長	3 種
									局長 (人事委員会が承	
									認したものに限る。)	
									   副局長 (人事委員会が	2 種
								八頭県民局	   承認したものに限る。)	
									局長	
										3 種
									室長	
									土	
									認したものに限る。)	2 種
								東部県税事務所	所 長	
								宋祁宗忧事伤刑		3 種
										r 13
	111>-	m./	- 2h				111	m.t. 11.0.4.	税務専門員	5 租
	地方	男女共同参画	事 務	局 長	3種		地方	男女共同参画	事務局長	3 種
	機関	センター					機関	センター		
									局	
									副局長 (人事委員会が	2 種
								東部福祉保健局	承認したものに限る。)	
									副 局 長	3 種
									課長	3 13
		略						略		
		食肉衛生検査所	所	長	3種			食肉衛生検査所	所 長	3 種
								消費生活セン	所長 (人事委員会が承	2 種

高等技術専門校	校 長	3種
略		
中小家畜試験場	場長	3種
林業試験場	場長	
	次長	3種
鳥取二十世紀	館長	
梨記念館		4種
略	<u> </u>	<u>I</u>
	略	
家畜保健衛生所	室長 (人事委員会が承	
	認したものに限る。)	4種
	# S	
略	<u> </u>	
とっとり賀露	館長	
かにっこ館		3種
姫路鳥取線用	所 長	3種
地事務所		J 1±
へい →平りカル /		
略		

	    所	3種
高等技術専門校	校長	3種
	局長 (人事委員会が承	
	   認したものに限る。)	
	   副局長 (人事委員会が	2種
	承認したものに限る。)	
地方農林振興局	局長	
	副局長	
	課長	3種
	所 長	
略		
中小家畜試験場	場長	3種
略		
	略	
家畜保健衛生所	室長 (人事委員会が承	
	認したものに限る。)	4種
11 W + 1 E A 1 E	場長	0.15
林業試験場	次長	3種
略		
とっとり賀露	館長	2.14
かにっこ館		3種
	局長 (人事委員会が承	
	認したものに限る。)	ე <b>1</b> ≨
	副局長 (人事委員会が	2種
地方県土整備	承認したものに限る。)	
地力宗工整備 局	局 長	
口	副 局 長	2 1∓
	課長	3種
	室長	
	用地専門員	5種
姫路鳥取線用	所 長	3種
地事務所		
	所 長	
旧中部ダム予	副所長 (人事委員会が	2種
定地域振興倉	承認したものに限る。)	
吉事務所	副 所 長	2 17
	課長	3種
略		

				略			
				課		長	
				福利	室の	室 長	
				障害!	児教育室(	の室長	
							3 種
				全国ス	<b>スポーツ・</b>	レクリ	
		本	庁	<u>エーシ</u>	/ョン祭推	<u>進室</u> の	
	教育			室長			
	委員			室長	(管理職手	当に係	
	会事			る区分	分が3種の	職を占	
	務局			める職	戦員及び育	英奨学	
教育				室の室	☑長を除き	、遺跡	4 種
委員				調査整	備室の室長	にあっ	
会事				ては、	人事委員	会が承	
務局				認した	ものに限	る。)	
及び				略			
教育				局長	(人事委員	会が承	2 種
機関		地方	教育局	認した	こものに限	る。)	Z 13
		機関		局		長	3 種
			略				
		略					
				略			
		博	物館	.	館	長	3 種
	教育			課		長	
	機関						
		略					

				略					
				課			ŧ	Ę	
				福	利 室	の	室長	Ē	
				障害	児教育	室 ②	の室長	Į.	
				全国生	生涯学習	引フェ	スティ	-	
				バル	推進室	の室-	長	3	種
				全国	スポー	ッ・	レクリ	<u> </u>	
		本	庁	エー	ション	祭準	備室σ.		
	教育			室長					
	委員			室長	(管理	職手	当に係	Ę	
	会事			る区	分が 3	種の	職を占	ī	
	務局			める	職員を	除き、	遺跡	ī	
教育				調査	整備室の	D室長	にあっ	4	.種
委員				ては	、人事	委員:	会が遅	ţ	
会事				認し	たもの	に限	る。)		
務局									
及び				略				'	
教育			<b>お</b> 女 声	所長	(人事	委員:	会が遅		11
機関		地方	教育事	認したものに限る。)				2	2種
		機関	<u>務所</u>	所			ŧ	3	種
			略						
		略							
				略					
		博	物館	副	飠	官	長		3種
	教育			課			Ð		, 1E
	機関	生涯等	学習セン	所長	(人事	委員:	会が承	ž 2	!種
		ター	一日 ピノ	認し	たもの	に限	る。)		
				所			Ð	3	種
		略							
略									

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

# 鳥取県人事委員会規則第23号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 初任給調整手当の支給に関する規則 (昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号) の一部を次のように改正 する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項 (以下この条において「追加項」という。) を加える。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (追加項を除く。) を加える。

改 正 後	改 正 前
(職の範囲) 第2条 略 2 略 3 条例第7条の3第1項第3号に規定する職は、行 政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(2)の 適用を受ける職員の職で獣医師法(昭和24年法律第 186号)第7条第2項に規定する獣医師免許証を有 する者をもって充てる職とする。	(職の範囲) 第2条 略 2 略
第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年 <u>(第2条第3</u> 項に規定する職に採用された職員にあっては、6年。 以下同じ。) に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。	第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

第2条 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

職員の区分	1	項	職	員	2項職員	2 西聯昌
期間の区分	1 種	2 種	3 種	4 種	2 垻鵇貝	3項職員
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	30,000
1年以上2年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	25,000
2年以上3年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	20,000
3年以上4年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	15,000
4年以上5年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	10,000
5年以上6年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	50,000	5,000
6年以上7年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	48,200	
7年以上8年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	46,400	
8年以上9年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	44,600	
9年以上10年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	42,800	
10年以上11年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	41,000	
11年以上12年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	39,200	
12年以上13年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	37,400	
13年以上14年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	35,600	
14年以上15年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	34,200	

15年以上16年未満	306,900	268,500	216,000	100,100	32,800
16年以上17年未満	302,500	264,500	212,700	98,500	31,400
17年以上18年未満	298,100	260,500	209,400	96,900	30,000
18年以上19年未満	293,700	256,500	206,100	95,300	28,600
19年以上20年未満	289,300	252,500	202,800	93,700	27,200
20年以上21年未満	284,900	248,500	199,500	92,100	25,800
21年以上22年未満	273,000	238,600	192,200	88,800	25,200
22年以上23年未満	260,800	228,500	184,700	85,100	24,600
23年以上24年未満	249,000	218,800	177,700	81,900	23,700
24年以上25年未満	237,100	208,800	170,300	78,200	23,100
25年以上26年未満	225,100	198,900	163,100	74,900	22,500
26年以上27年未満	210,000	185,200	152,000	70,000	21,900
27年以上28年未満	195,200	171,800	141,400	65,500	21,300
28年以上29年未満	180,300	158,400	130,600	61,100	20,600
29年以上30年未満	165,100	144,700	119,500	56,200	20,300
30年以上31年未満	147,800	129,800	108,000	51,500	19,900
31年以上32年未満	130,400	114,800	96,200	46,400	19,300
32年以上33年未満	113,300	100,100	84,800	41,900	18,500
33年以上34年未満	82,800	75,300	65,300	33,800	17,600
34年以上35年未満	55,000	52,500	47,500	26,500	16,900

# 備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

# 鳥取県人事委員会規則第24号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条、項及び号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」と いう。) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加項等を除く。以 下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

#### 改正後

# (加算を受ける職員及び加算割合)

第4項において準用する場合を含む。以下同じ。) の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、 行政職給料表の職務の級が3級以上の職員に相当す る職員として人事委員会規則で定めるものは、別表 第1の職員欄に掲げる職員 (行政職給料表の適用を 受ける職員を除く。)とする。

#### 2 略

# (勤勉手当の成績率)

- 第7条 条例第4条第11項に規定する再任用職員(次 │ 第7条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応 条において「再任用職員」という。) 以外の職員の 成績率は、当該職員の職務について監督する地位に ある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が 次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に 定める割合の範囲内において、任命権者が定めるも のとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第 16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の 事情により、第1号及び第2号に定める成績率によ ることが著しく困難であると認める場合には、あら かじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをする ことができる。
  - (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上 100分の145以下 (条例第16条の4第2項に規定す る特定幹部職員 (以下この条及び次条において 「特定幹部職員」という。) にあっては、100分の 110以上100分の185以下)
  - (2) 勤務成績が優秀な職員 100分78.5以上100分 の86未満 (特定幹部職員にあっては、100分の 95以上100分の110未満)
  - (3) 勤務成績が良好な職員 100分の71 (特定幹 部職員にあっては、100分の91)
  - (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満 (特定幹部職員にあっては、100の91未満)
- 2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号 に該当するものとして定める場合には、当分の間、

# 改正前

# (加算を受ける職員及び加算割合)

第2条の3 条例第16条の4第5項(条例第16条の7 | 第2条の3 条例第16条の4第5項(条例第16条の7 第4項において準用する場合を含む。以下同じ。) の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、 行政職給料表の職務の級が4級以上の職員に相当す る職員として人事委員会規則で定めるものは、別表 第1の職員欄に掲げる職員 (行政職給料表の適用を 受ける職員を除く。)とする。

#### 2 略

# (勤勉手当の成績率)

じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者 が人事委員会の定めるところにより定めるものとす る。

- (1) 条例第4条第11項に規定する再任用職員(次 号において「再任用職員」という。) 以外の職員 100分の140 (条例第16条の4第2項に規定する 特定幹部職員(以下この条において「特定幹部職 員」という。) にあっては、100分の180
- (2) 再任用職員 100分の70 (特定幹部職員にあっ ては、100分の90)

人事委員会の定めるところによるものとする。

- 第7条の2 再任用職員の成績率は、当該職員の職務 について監督する地位にある者による勤務成績の証 明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当す るかに応じ、当該各号に定めるものとする。
  - (1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合 においては100分の35超 (特定幹部職員にあって は、100分の45超)、12月に支給する場合において は100分の40超 (特定幹部職員にあっては、100分 の50超)
  - (2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合 においては100分の35 (特定幹部職員にあっては、 100分の45)、12月に支給する場合においては 100分の40 (特定幹部職員にあっては、100分の50)
  - (3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する 場合においては100分の35未満 (特定幹部職員に あっては、100分の45未満)、12月に支給する場合 においては100分の40未満 (特定幹部職員にあっ ては、100分の50未満)
- 2 前項の場合において、職員の成績率を同項第3号 に該当するものとして定める場合には、当分の間、 人事委員会の定めるところによるものとする。
- 第7条の3 前2条に定めるもののほか、職員の勤勉 手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定 める。

別表第1 (第2条の3関係)

給料表	職	員	加算割合
	職務の級 <u>8</u> 職員	級以上の	100分の20
行政職給料表	職務の級 <u>7</u> 級の職員	<u>級</u> 及び <u>6</u>	100分の15
1」以电流分子表	職務の級 <u>5</u> <u>級</u> の職員	<u>級</u> 及び <u>4</u>	100分の10
	職務の級3	級の職員	100分の 5
	職務の級9	級の職員	100分の20
公安職給料表	職務の級 <u>8</u> 級の職員		100分の15
	職務の級 <u>6</u> 級の職員	<u>級</u> 及び <u>5</u>	100分の10

別表第1 (第2条の3関係)

給料表	職	員	加算割合
	職務の級 <u>2</u> 10級の職員		100分の20
<b>ʹʹ</b> ΞΤΛΤΙΙΙΙ 4Ο ΨΙ ★	職務の級 <u>9</u> 級の職員	100分の15	
行政職給料表	職務の級 <u>7</u> <u>級</u> の職員	100分の10	
	職務の級 <u>5</u> <u>級</u> の職員	100分の 5	
	職務の級10	級の職員	100分の20
公安職給料表	職務の級 9 級の職員	100分の15	
	職務の級 <u>7</u> 級の職員	<u>級</u> 及び <u>6</u>	100分の10

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

# 鳥取県人事委員会規則第25号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

			改	正後						改	正前		
別表	(第2	条関係)					別表	(第2条	(関係)				
	機	関		職	員			機	関		職	員	
略							略						
知事				部長 (農業大学	学校の部長を降	涂	知事				部長 (農業大学	や校の部長	を除
の事				く。) 理事監	防災監 次	欠	の事				く。) 理事監	防災監	次
務部				長 参事監 周	局長 所長()	産	務部				長 参事監 居	易長 所長	(産
局				業技術センター	の所長を除く。	,)	局				業技術センター	の所長を除	€<。)
				行政監察監_	市場開拓監	_					行政監察監	課長 (農	業大
				<u>院長</u> 課長 (鳥	農業大学校の記	果					学校の課長を	余く。)	室長
				長を除く。)	室長 (防災が	き					(防災危機管理	!課情報シ	ステ
				機管理課情報シ	⁄ステム管理室	<u>_</u>					ム管理室、衛生	E環境研究	所及
				県史編さん室、	衛生環境研究	究					び産業技術セン	ノターの室	長を
				所及び産業技術	特センターの <b>3</b>	室					除く。) 副局	長 セン	ター
				長を除く。)	副局長 セン	ソ					長 校長 参	■ 秘書	医長

本

ター長 校長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹 (庶務に関する事務を行 う主幹及び行政経営推進課改 革推進担当の主幹に限る。) 財政課主計員 企画員 主 庁 任監察員 水産課取締船長 本 管財課管理係長 副主幹 (職 員課、福利厚生室及び行政経 営推進課改革推進担当の副主 幹に限る。) 監察員 職員 課人材活用担当の職員(主幹 及び副主幹を除き、企画に関 する事務を行う職員に限る。) 職員課人材評価担当の職員 (主幹及び副主幹を除き、企 画に関する事務を行う職員に 限る。) 職員課給与管理室 室員 (主幹及び副主幹を除き、 企画に関する事務を行う室員 に限る。) 行政経営推進課 改革推進担当の職員 (主幹及 び副主幹を除き、企画に関す る事務を行う職員に限る。) 総合事務所所長局長副局長課長 (保健衛生課長を除く。) 室 長 (福祉と保健の相談室長及 び心と女性の相談室長を除く。) 館長 公 文 書 館 館長 次長 男女共同参画センター 事務局長 食肉衛生検査所 所長 次長 高等技術専門校 校長 総務課長 農 業 試 験 場 場 場長 次長 総務普及課長 園 芸 試 験 場 場長 次長 分場長 総務普

課長補佐 室長補佐 主幹 (庶務に関する事務を行う主 幹及び行政経営推進課改革推 進担当の主幹に限る。) 財 政課主計員 企画員 主任監 察員 水産課取締船長 管財 庁 課管理係長 副主幹 (職員課、 福利厚生室及び行政経営推進 課改革推進担当の副主幹に限 る。) 監察員 職員課人材 活用担当の職員(主幹及び副 主幹を除き、企画に関する事 務を行う職員に限る。) 職 員課人材評価担当の職員(主 幹及び副主幹を除き、企画に 関する事務を行う職員に限る。) 職員課給与管理室室員 (主 幹及び副主幹を除き、企画に 関する事務を行う室員に限る。) 行政経営推進課改革推進担 当の職員 (主幹及び副主幹を 除き、企画に関する事務を行 う職員に限る。)

略 総合事務所所長局長副局長課長 (保健衛生課長を除く。) 農 業改良普及所長 室長 (心と 女性の相談室長を除く。) 館長 公 文 書 館 館長 次長 八頭県民局局長副局長室長 東部県税事務所所長課長 男女共同参画センター 事務局長 東部福祉保健局 局長 副局長 課長 食肉衛生検査所 所長 次長 消費生活センター 所長 高等技術専門校 校長 総務課長 地 方 農 林 振 興 局 | 局長 副局長 課長 農業改 良普及所長 農 業 試 験 場 場長 次長 総務課長 園 芸 試 験 場 場長 次長 分場長 総務課

				<u>及課長</u>		L			長
	畜	童 試	験 場	場長 次長 総務普及課長		畜	童 試 験	場	場長 次長 総務課長
	中小	家畜	試験場	場長 総務普及課長		中小	家畜試馬	験 場	場長 企画総務課長
	林	業 試	験 場	場長 次長 総務普及課長					
	鳥取二	十世紀	梨記念館	館長	]				
	略					略			
	家畜	保 健	衛生所	所長 病性鑑定室長		家畜	保健衛生	生所	所長 病性鑑定室長
						林	業 試 験	場	場長 次長 総務課長
	略					略			
	とっ	とり賀詞	露かにっ	館長		とっ	とり賀露か	にっ	館長
	こ館					こ館			
						地方	県土整体	備 局	局長 副局長 課長 鳥取環
									状道路建設推進室長
	姫路鳥取線用地事務 所			所長		姫路	鳥取線用地	事務	所長
						所			
						旧中部	部ダム予定	地域	所長 副所長 課長
						振興和	含吉事務所		
	略					略			
出		納	局	副出納長 出納局長 室長	出		納	局	副出納長 出納局長 室長
				室長補佐 出納室の副主幹					室長補佐 出納室出納担当の
									副主幹
教育	教育			教育長 理事監 教育次長	教育	教育			教育長 理事監 教育次長
委員	委員			次長 参事監 課長 室長	委員	委員			次長 参事監 課長 室長
委員 会の	委員会事			次長 参事監 課長 室長 参事 義務教育主査 高校教	委員会の	委員会事			次長 参事監 課長 室長参事 義務教育主査 高校教
					会の				
会の	会事			参事 義務教育主査 高校教	会の事務	会事			参事 義務教育主査 高校教 育主査 課長補佐 室長補佐
会の事務	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐	会の事務部局	会事			参事 義務教育主査 高校教
会の 事務 部局	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課 <u>給与担当</u> の主幹	会の 事務 部局 等	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課 <u>給与・人事担当</u> の主幹及び副主幹 教育総務
会の 事務 部局	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課 <u>給与担当</u> の主幹 及び副主幹 教育総務課総務	会の 事務 部局	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務 課総務係長 小中学校課就学
会の 事務 部局	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課 <u>給与担当</u> の主幹 及び副主幹 教育総務課総務 係長 教育総務課人事担当の	会の 事務 部局	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務 課総務係長 小中学校課就学 助成係長 小中学校課管理係
会の 事務 部局	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課 <u>給与担当</u> の主幹 及び副主幹 教育総務課総務 係長 教育総務課人事担当の 副主幹 小中学校課就学助成	会の 事務 部局 等	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課 <u>給与・人事担当</u>
会の 事務 部局	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課 <u>給与担当</u> の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長	会の事務部局等	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課 <u>給与・人事担当の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 高</u>
会の 事務 部局	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課 <u>給与担当</u> の主幹 及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総	会の事務部局等	会事			参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員
会の 事務 部局	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹 及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に	会の事務部局等	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課給
会の 事務 部局	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹 及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。)	会の事務部局等	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務 課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課給
会の 事務 部局	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹 及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員	会の事務部局等	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課給与・人事担当の職員(人事関
会の 事務 部局	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹 及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。)	会の事務部局等	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課就学 助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課給与・人事担当の職員 (人事関係の企画に関する事務を行う
会の 事務 部局	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹 及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員	会の事務部局等	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課給与・人事担当の職員(人事関係の企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課
会の 事務 部局	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹 及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 高等学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課教育企画室室員(企画に関する	会の事務部局等	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務課総務係長 小中学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課給与・人事担当の職員(人事関係の企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課額 教育企画室室員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課
会の 事務 部局	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹 及び副主幹 教育総務課総務係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課教育企画室室員(企画に関する事務を行う電」の職員 でではいる。) 教育総務課人事担当の職員 でではいる。) 教育総務課教育企画室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。)	会の事務部局等	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務 課総務係長 小中学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課給 与・人事担当の職員(人事関係の企画に関する事務を行う 教育総務課 教育企画室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。)
会の 事務 部局	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹 教育総務課総務 係長 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 教育総務課給与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 小中学校課管理係係員(人事	会の事務部等	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務 課総務係長 小中学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) 教育総務課 教育企画室室員 (企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課 教育企画室室員 (企画に関する事務を行う室員に限る。) か中学校課管理係係員 (人
会の 事務 部局	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与担当の主幹 教育総務課総等担当の主幹 及び副主幹 教育総務課人事担当の副主幹 小中学校課就学助成係長 小中学校課管理係長 教育総務課局与担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課人事担当の職員(企画に関する事務を行う職員に限る。) 教育総務課教育企画室室員(企画に関する事務を行う室員に限る。) 小中学校課管理係係員(人事関係の企画に関する事務を行	会の事務部局等	会事	本	庁	参事 義務教育主査 高校教育主査 課長補佐 室長補佐 教育総務課給与・人事担当 の主幹及び副主幹 教育総務 課総務係長 小中学校課管理係長 高等学校課高校改革推進室室 う を

				高等学校課管理係係員 (人					る。) 高等学校課管理係係
				事関係の企画に関する事務を					員 (人事関係の企画に関する
				行う係員に限る。)					事務を行う係員に限る。)
		地方	教育局	<u>局長</u> 次長 学事係長 学事			地方	教育事	所長 次長 学事係長 学事
		機関		係係員 (人事関係の企画に関			機関	務所	係係員 (人事関係の企画に関
				する事務を行う係員に限る。)					する事務を行う係員に限る。)
			略					略	
	教育	略				教育	略		
	機関	少年自	自然の家	所長		機関	少年自	目然の家	所長
							生涯等	学習セン	所長
							ター		
		略					略		
略					略				
備考	略				備考	略			

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。